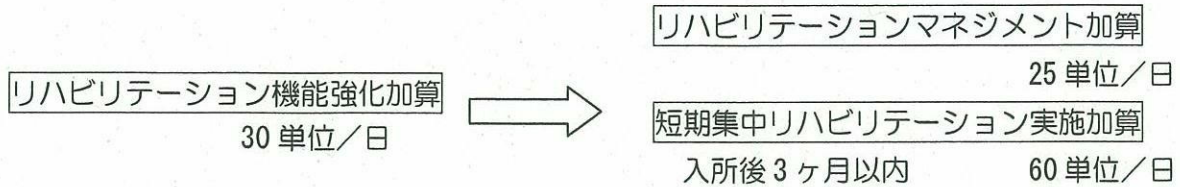


【介護報酬改定の概要】

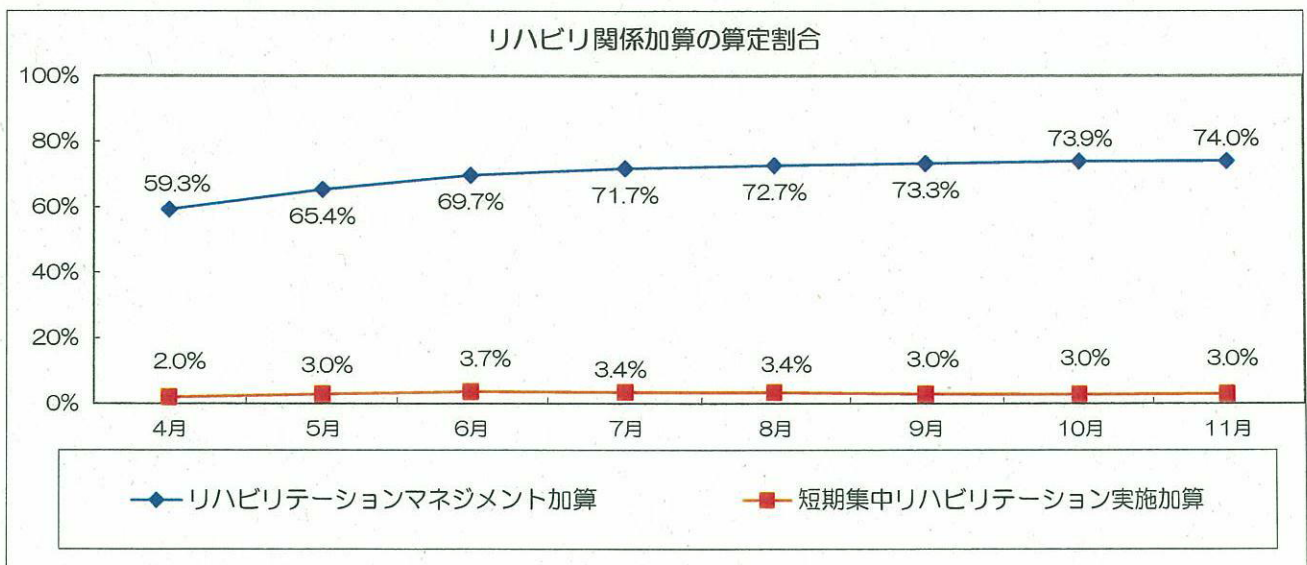
○ リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中リハビリテーション実施加算

従来のリハビリテーション機能強化加算を見直し、個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、多職種協働による短期・集中的なリハビリテーションを行った場合の加算を導入。



【介護報酬改定後の動向】

- リハビリテーションマネジメント加算の算定割合は、（平成18年4月）59.3%から（平成18年11月）74.0%に推移。
- 短期集中リハビリテーション実施加算の算定割合は、（平成18年4月）2.0%から（平成18年11月）3.0%に推移。



注) 算定割合は、介護老人保健施設サービス日数に対する各加算の割合である。

*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)